

訪問看護重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションそるあ
所在地	京都市左京区岩倉花園町493 花園マンション105号
サービス提供地域	京都市全域

2. 事業所の職員体制等

職種	従事する業務	常勤換算方法で2, 5名以上
管理者	業務全般の管理	1名
内 看護師、准看護師、		5名(常勤 2名、常勤兼務 1名、非常勤 2名)
訳 業務の事務全般	1 名(常勤兼務 1名、非常勤 0 名)	

3. 営業時間

営業日	月～金曜日。土、日曜、祝日休み。 年末年始:12月29日～1月3日休み。
営業時間	月～金曜日、9:00～17:00 ※ ただし、24時間の対応体制を整えております。

4. 個人情報保護について

事業者は、サービスを提供する上に知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

あらかじめ文章により利用者や家族の同意を得た場合、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。尚詳細は別紙をご参照ください。

5. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記のとおりです。
- (2) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月1～10日の間に請求書を発行いたしますので、訪問時、現金手渡し又は指定の金融機関口座へのお振込をお願い致します。

◆ 利用者負担金(医療保険法定利用料)

一般の健康保険等	基本療養費Ⅰ,Ⅲ	(正) ¥5,550-	(准) ¥5,050-
	管理療養費(初回)	¥7,670-	
	2回目以降	¥3,000-	
	24時間対応体制加算(ご希望の方のみ)	¥6,520-	
	※情報提供療養費(区保健センターから依頼がある時のみ¥1,500- となります。		
	自立支援医療受給者連絡票をお持ちの方は上限負担額により負担金が変わります。		

◆1ヶ月に支払った利用者負担金が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市区町村へ申請致しますと、超えた金額が高額療養費として支給されます。

※ いずれも医療費控除の対象となります。

6. 苦情相談窓口

利用者は、サービスに関して下記に記載の苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。

・苦情受付窓口 森本 光貞・藤田 恭成

・苦情受付責任者 森本 光貞

その他

当ステーション職員に対するお心付けは一切お断りしております。また訪問時におけるお茶などのご配慮もご辞退いたしておりますので、お含みおきくださいませ。